



OKASAN SDGs REPORT

岡三SDGsレポート

Vol.33 | 2025年3月

お客さま用資料

Contents

P.2 : 排出量取引制度 カーボנקレジット市場との連携

P.12 : ヤマダホールディングスグループ

家電リユース・リサイクル工場 見学レポート

P.16 : SDGs/ESGニュース

岡三証券株式会社



カーボンのクレジット市場との連携

1. はじめに

前編では、カーボンのクレジットの基本的な仕組みと、2023年12月のCOP29におけるパリ協定6条の完全運用化合意、さらには日本の政策展開について解説した。本編では、日本における排出量取引制度とクレジット市場の整備状況に焦点を当てていきたい。

特に、2023年度から試行的に開始されているGX-ETS（GXリーグでの排出量取引）の特徴と、2023年10月に開設された東京証券取引所のカーボン・クレジット市場の仕組み、そして既存の地方自治体による制度について紹介する。これらの制度は相互に補完し合いながら、日本の脱炭素化を支える重要な役割を果たすことが期待されている。

2. 日本における現行の排出量取引

日本国内では現在、カーボンプライシングの段階的導入が行われている。カーボンプライシングとは、企業や個人が排出するCO₂（カーボン、炭素）に価格をつけることにより、排出者の行動変容を促すことで、社会全体での脱炭素化を加速させる政策手法である（詳細は、岡三SDGsレポートVol.24参照）。各国政府によって行われる主なカーボンプライシングには、以下などが挙げられる。

（図表1.2.1）主なカーボンプライシング手法

形態	炭素税	排出量取引制度	クレジット取引
仕組み	GHG排出量に対して課税	公的機関により、排出量枠が設定され、超過削減分を取引	削減対策プロジェクトによる削減量をクレジット化
特徴	価格が固定、対象が広範囲に適用可能	企業・業界ごとにベース値を設定	プロジェクトベースで削減量を算定
実例	地球温暖化対策税	EU-ETS、GX-ETS	Jクレジット

■ 排出量取引制度（ETS）の基本的枠組み

排出量取引制度（Emissions Trading System、以下、ETS）には、代表的なもので、2005年から開始されたEU-ETSがある。現在は、EU加盟国に加え、アイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェーが参加し、EU域内のGHG排出量の約40%をカバーしている。その他にも、ニュージーランドやオーストラリア、韓国、中国など政府による導入に加え、米国北東部の12州が参画するRGGI（Regional Greenhouse Gas Initiative）や、カリフォルニア州のCap-and-Trade Programといった地域レベルでの制度も存在する。

ETSでは「キャップ・アンド・トレード方式」と呼ばれる制度設計が一般的であり、主に事業者などが排出するGHG量に対して上限（キャップ）を政府などの公的機関が設定し、過剰排出枠や不足枠の売買（トレード）を可能にしている。制度の主なオプションとなるのは以下の通り。

排出量取引制度の対象単位



排出量取引制度の対象単位の考え方は、設備、施設（例：工場や事業場）又は組織（例：法人や法人グループ）が制度オプションとして考えられる。

EU-ETSでは、発電所や産業用設備について年間25,000トン以上のCO₂を排出する施設を対象。一方、韓国ETSでは企業単位で年間125,000トン以上のCO₂を排出する事業者を対象とするなど、各国・地域で異なるアプローチを採用。

排出枠の割当方法

競売により有償で配分する「オークション方式」と、無償で配分する「グランドファザリング方式」と「ベンチマーク方式」がある。EU-ETSでは、制度開始当初はグランドファザリング方式を採用していたが、現在は発電部門を中心にオークション方式へ移行

（図表1.2.2）割当方法

	無償割当		有償割当
	グランドファザリング	ベンチマーク	オークション
排出枠の設定・配分	過去の排出実績をもとに設定 - ベンチマークを設定できない製品・工程に用いる - 削減率の設定は、排出削減ポテンシャルを踏まえて行う - 排出枠の設定は相対的に容易	ベンチマークに活動量を乗じて設定 - 製造する製品の同質性が高く、ベンチマークを設定可能な製品・工程に用いる - 製品・工程ごとのベンチマーク設定用の詳細なデータ収集に一定の期間とコストを要する	オークションにより排出枠を配分 オークションの結果として排出枠の配分が決定されるため、行政の恣意性が入ることなく、割当の公平性、透明性を確保できる

出所：環境省 排出量取引制度について 割当方法ごとの特長・課題等（一部抜粋）
<https://www.env.go.jp/council/06earth/900422722.pdf>

これらの要素に加えて、市場における価格変動リスクに対応し、安定性を確保するための措置も重要となる。例えば、EU-ETSでは市場安定化リザーブ（MSR）を導入し、需給調整を行う仕組みを設けている。MSRはあらかじめ市場流通市量の範囲を設定、流通量がその範囲を超えれば市場から“吸収”、満たさなければ“放出”することで需給バランスを維持し、価格の大幅な下落・上昇を防ぐ。

GX-ETSの制度設計

初の日本全土における排出量取引制度となるGX-ETSは、2026年からの本格稼働を目指す。現在は試行期間として“第1フェーズ（2023～2025年度）”が進行中である。この期間では、自主的に参画した企業は、自ら2025年度および2030年度の排出削減目標を設定、目標に向けた取組を開始し、進捗を適宜開示している。

■試行期間（2023-2025）

参加企業は、2021年度の直接排出量により、2つのグループ（Group G：組織境界における2021年度の直接排出量が10万t- CO₂e以上の参画企業、Group X：組織境界における2021年度の直接排出量が10万t- CO₂e未満）に分けられる。ともに削減目標設定が必須となっているが、排出量の算定結果に対する第三者検証については、比較的排出量の少ない企業は“任意”である。

（図表1.2.3）参画企業の排出量の違いによる取扱い（一部）

	Group G	Group X
プレッジ - 国内直接・間接排出それぞれ、以下を設定 2030年度排出削減目標 2025年度の排出削減目標 - 第1フェーズ(2023年度～2025年度)の排出削減量総計の目標 - 目標水準は各社が自ら設定	①②③ともに設定必須 基準年度排出量の設定に違いあり	
実績報告 - 国内直接・間接排出の排出量実績を算定・報告 - 排出量の算定結果につき、第三者検証が必要	算定・報告は必須 算定結果の第三者検証 必須	任意
取引実施 - 排出量取引の対象は、国内の直接排出分のみ。 - 排出実績が③第1フェーズの排出削減量総計の目標を上回る場合、超過削減枠や適格カーボン・クレジットの調達又は未達理由を説明 - 他社に売却可能な「超過削減枠」の創出は、NDC水準を超過削減した分	自主目標を達成できなかった場合、 超過削減枠や適格カーボン・クレジットの 調達又は未達理由を説明 超過削減枠の創出 可能	不可
レビュー - 目標達成状況及び取引状況は、情報開示プラットフォーム「GXダッシュボード」上で公表 > 具体的な開示の在り方については、今後参画企業との対話を通じて検討。 - 排出削減と成長に果敢に取り組む多排出企業に対しては、各種支援策との連動を検討	目標達成状況及び取引状況の、GXダッシュボードでの公表は必須	

出所：GXリーグ（2023.02）GX-ETSの概要

<https://gx-league.go.jp/aboutgxleague/document/GX-ETS%E3%81%AE%E6%A6%82%E8%A6%81.pdf> 作成：岡三証券

GX-ETSは、以下の3段階での導入が計画されている。

第1フェーズ

試行

いまここ、

自主的に参画した企業が、
自ら2025年度および2030年度の排出削減目標を設定
進捗を開示して目標に向けた取組を展開

第2フェーズ

本格稼働

2026年度

直接排出量が10万トン以上の事業者に参加を義務付け、排出枠の上限・下限価格を設定して予見可能性を確保しながら市場取引を開始する。この時点から、排出実績と同量の排出枠の償却が義務化され、実質的な「キャップ・アンド・トレード方式」の排出量取引制度として機能することになる。制度対象者のカバー率は国内の温室効果ガス排出量の60%近くに達する見込みである。

2028年度

化石燃料賦課金の導入が予定されており、化石燃料の輸入事業者等に対して、輸入等する化石燃料に由来するCO₂の量に応じた賦課金を課すことで、より広く社会全体にカーボンプライシング機能を働かせる制度設計となっている。

2033年度以降

第3フェーズ

更なる発展

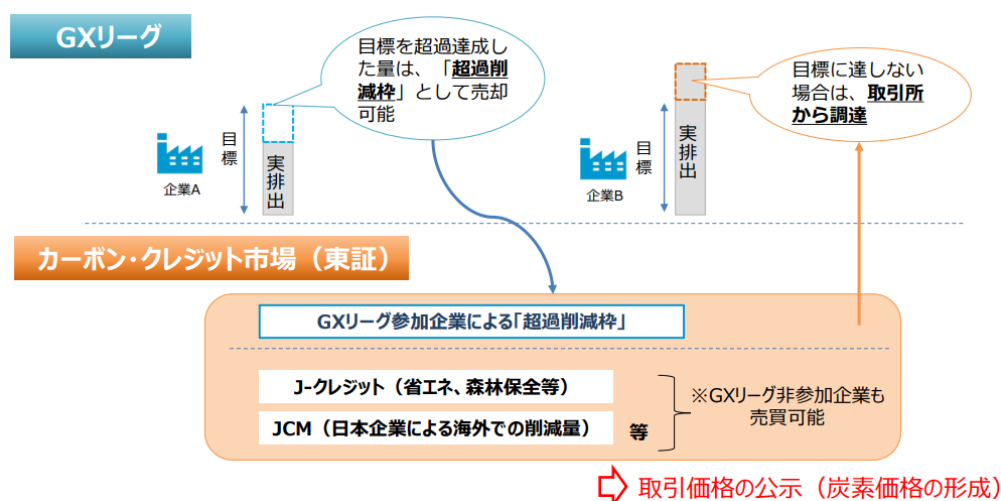
発電事業者への有償オークション導入によって排出枠の段階的な有償化が始まり、価格シグナルが強化される見通しである。これはEU-ETSのように、当初はグランドファザリング方式で無償割当を行いつつも、徐々にオークション方式へと移行していく国際的な流れに沿った制度設計といえる。

制度における排出量の算定方法や削減目標設定の考え方については、GXリーグ事務局によって2023年に「基準年度排出量等 算定・報告ガイドライン」、「算定・モニタリング・報告ガイドライン」、「第三者検証ガイドライン」がそれぞれ定められており、これらに基づいて運用されている。また、政府指針に基づく排出枠の割当方法として、多排出分野では業種別ベンチマーク方式、その他分野ではグランドファザリング方式を基礎としつつ、過去の削減努力やリーケージリスク、研究開発投資の状況等を勘案して調整を行う仕組みが検討されている。

■ 東証「カーボン・クレジット市場」との相互補完性

2023年10月に開設された東京証券取引所のカーボン・クレジット市場は、J-クレジットを中心とする“クレジットの流通市場”である。取引対象は、省エネルギー・再生可能エネルギー（電力、熱、混合）・森林など属性を基に分類され、取引参加者は注力分野に沿ったクレジットを市場価格で調達することができる。2024年11月には「超過削減枠」が売買の対象に追加された。GX-ETSの参画企業が排出削減目標を達成できない場合、カーボン・クレジット市場で取引されているJ-クレジット等を調達して補填することが認められる予定であり、両制度は相互補完的な関係にあると言えるだろう。

（図表1.2.4）GXリーグとカーボン・クレジット市場の関係



出所：GXリーグにおける排出量取引に関する学識有識者検討会(第1回)（2022.09）
来年度から本格稼働するGXリーグにおける排出量取引の考え方について
<https://gx-league.go.jp/action/gxets/>

取引所取引という新たな選択肢によって、以下のような効果が期待される。

01 取引の透明性向上

取引所での価格形成により、カーボンクレジットの適正価格の発見が促進される

02 利便性の向上

取引所という共通のプラットフォームにより、売り手・買い手のマッチングが容易になる

03 流動性の向上

取引参加者の増加により、必要な量のクレジットをタイムリーに取引することが可能となる

更に、2025年1月からは農業分野の売買区分が新設されるなど、取引対象の多様化も進められている（後述）。このように、東証市場はGX-ETSを補完しつつ、国内におけるカーボンプライシングの重要なインフラとしての役割を担うようになるだろう。

■ 自治体による先駆的事例

GX-ETSは、国内初の全国レベルの排出量取引制度となるが、先行して東京都と埼玉県が独自の排出量取引制度を運用している。

東京都は2008年度に「温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度」を導入、2010年度から削減義務を課している。これは、EU等で導入が進むキャップ・アンド・トレード方式を我が国ではじめて実現したものであり、オフィスビル等をも対象とする世界初の都市型の制度となった。都内の大規模事業所に対して、CO₂排出量の総量削減を義務付ける制度である。対象となるのは、“前年度の燃料、熱、電気の使用量が、原油換算で年間1,500kL以上の事業所”である。

埼玉県は東京都と連携し、2011年度から「目標設定型排出量取引制度」の運用を開始した。先行して取組を推進していた東京都と制度の連携を図り、相互の排出枠の取引を可能となっている。対象は、東京都の制度と同じく“前年度の燃料、熱、電気の使用量が、原油換算で年間1,500kL以上の事業所”とした。両制度ともに取引価格を当事者間で交渉する相対取引となっているため、個々の取引の状況に応じた柔軟な価格設定が可能である。

(図表1.2.5) 東京都と埼玉県の制度概要

	東京都	埼玉県
名称	温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度	目標設定型排出量取引制度
対象	燃料、熱、電気の使用量が原油換算で年間合計1,500kL以上となる事業所 (約1,300事業所)	同左(約600事業所)
削減期間	第一計画期間： 2010年度から2014年度 第二計画期間： 2015年度から2019年度	第一計画期間： 2011年度から2014年度 第二計画期間： 2015年度から2019年度
削減義務率 (目標削減率)	8% (オフィスビル、商業施設、 地域冷暖房施設等) 6% (工場、上下水道施設、廃 棄物処理施設等)	同左
取引可能なクレジット	① 超過削減量 ② 都内中小クレジット ③ 再エネクレジット ④ 都外クレジット	① 超過削減量 ② 県内中小クレジット ③ 再エネクレジット ④ 県外クレジット ⑤ 森林吸収量

出所：東京都環境局プレスリリース(2011.05)首都圏キャップ&トレード制度に向けた東京都と埼玉県の連携について
https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/kankyo/overview-index-files-cap_and_trade_saitama_pref_news110428

3. クレジット活用事例

カーボンのクレジットの活用は、企業による自主的な取組や業界によって規定されるなど、影響範囲は広がっている。ここでは、クレジットの「創出」と「利用（オフセット）」の事例を一部紹介する。

（図表1.3.1）クレジット制度参加者のメリット

クレジット創出者

- 省エネ設備導入や再生可能エネルギー活用によるランニングコストの低減効果
- クレジット売却益による投資費用の回収や更なる省エネ投資への活用
- 温暖化対策に積極的な企業、団体としてのPR効果
- J-クレジット制度に関わる企業や自治体等との関係強化

クレジット購入者

- ESG投資が拡大する中、森林保全活動の後押しなど、環境貢献企業等としてPR効果が期待
- 温対法の「調整後温室効果ガス排出量」の報告や、CDP質問書及びRE100達成のための報告（再エネ電力由来のクレジットに限る）等での活用
- 製品・サービスにかかるCO₂排出量をオフセットすることによる、差別化・ブランディング
- 関係企業や地方公共団体との新たなネットワークを活用したビジネス機会の獲得や新たなビジネスモデルの創出
- 経団連カーボンニュートラル行動計画の目標達成での活用

出所：農水省（2025.02）農林水産分野におけるカーボン・クレジットの拡大に向けて

■ クレジット創出プロジェクトの一例

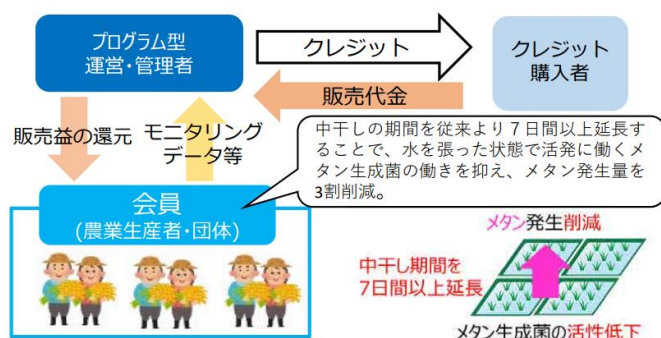
水稲栽培における中干し期間の延長

水田の水を抜いて田面を乾かす「中干し」の実施期間を従来よりも延長することで、土壌からのメタン排出量を約3割削減できる。2023年度には、23道府県の水田（約4,600ha）における取組に基づき、約15,000トン（CO₂換算）のクレジットが認証された。

（図表1.3.2）中干し期間の延長の取組概要

バイオ炭の農地施用

バイオ炭を農地に施用することで炭素を土壌に長期間貯留する。例えば、粉炭1トンの施用で約2.3トンのCO₂相当のクレジットが創出可能



出所：農水省（2025.02）農林水産分野におけるカーボン・クレジットの拡大に向けて

林業分野での創出森林経営活動

適切な間伐等の森林管理によって森林のCO₂吸収能力を高め、クレジットとして認証を受ける取組が行われている

設備投資による創出高効率ボイラーの導入

顧客企業の高性能ボイラー導入によるCO₂削減量をプログラム型プロジェクトとして一括でクレジット化。創出したクレジットの売却益は、ボイラー保守契約費用の圧縮に活用することで、導入コスト削減を実現

■ 業界・国際的な枠組みにおける利用事例

国連専門機関である国際民間航空機関（ICAO）は、2021年以降、国際線を運航する航空会社に対し、2019年のCO₂排出量を超過した分について、航空以外の事業からのCO₂削減量（CO₂クレジット）を購入することなどを義務付けるCORSIA制度を採択した。この制度は、2035年までの長期目標として、国際航空からのCO₂排出量を2019年比で85%に削減することを目指している。

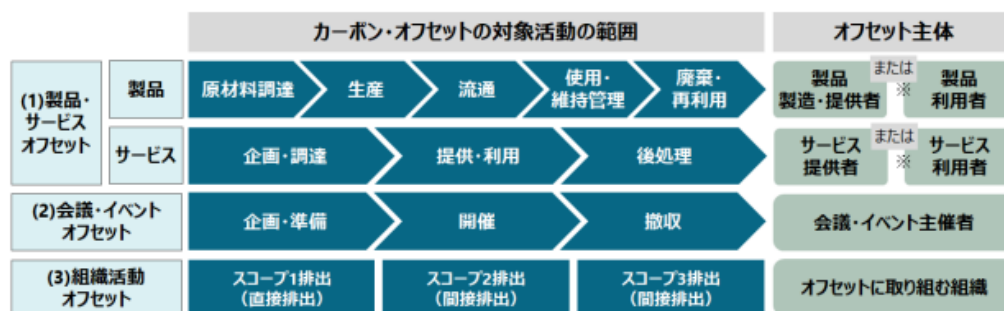
ある英国航空会社は、2024年9月に900万ポンド以上のカーボン除去クレジットを購入する契約を締結している。支援するプロジェクトには、スコットランドのウイスキー蒸溜所からのCO₂を回収し建材に再利用するプロジェクト、インドでの女性農家を支援するバイオ炭プロジェクトなど多様な取組が含まれている。

日系航空会社においても、クレジットの調達・活用が進む。各社は自社のサステナビリティサイトなどで、CORSIA対応の取組状況や調達したクレジットの種類、プロジェクトの詳細について情報開示を行っている。また、持続可能な航空燃料（SAF）の導入と並行して、クレジットによるオフセットを組み合わせた総合的な脱炭素戦略を推進している。

■ イベントオフセット

製品・サービスのライフサイクルにおけるCO₂排出量をオフセットした商品の提供に加え、イベント開催に伴う排出量のオフセット実施もみられる。東京2020大会においても採用され、大会で排出されるCO₂をCO₂削減クレジットで相殺する「東京2020大会のカーボン・オフセット」を行った。

（図表1.3.3）オフセットの各類型における対象活動の範囲及びオフセット主体



出所：環境省（2024.03）カーボンオフセットガイドラインVer3.0

■ 関連金融商品

近年、カーボンクレジットをサステナビリティ・リンク・ローン（SLL）やサステナビリティ・リンク・ボンド（SLB）のKPI（重要業績評価指標）として組み込む事例がある。

これらの金融商品では、借り手や発行体が事前に定めた持続可能性に関する目標達成度に応じた金利条件などが変動する仕組みとなっている。一部の商品では、排出削減目標の達成状況をKPIとして設定し、目標未達の場合にはカーボンクレジットを購入してオフセットすることを掲げているものもある。投資家からは、企業に排出削減へのコミットメントを促しつつ、未達成の場合には環境価値を担保する二重のセーフティネットとして機能することが望まれる。

4. 展望

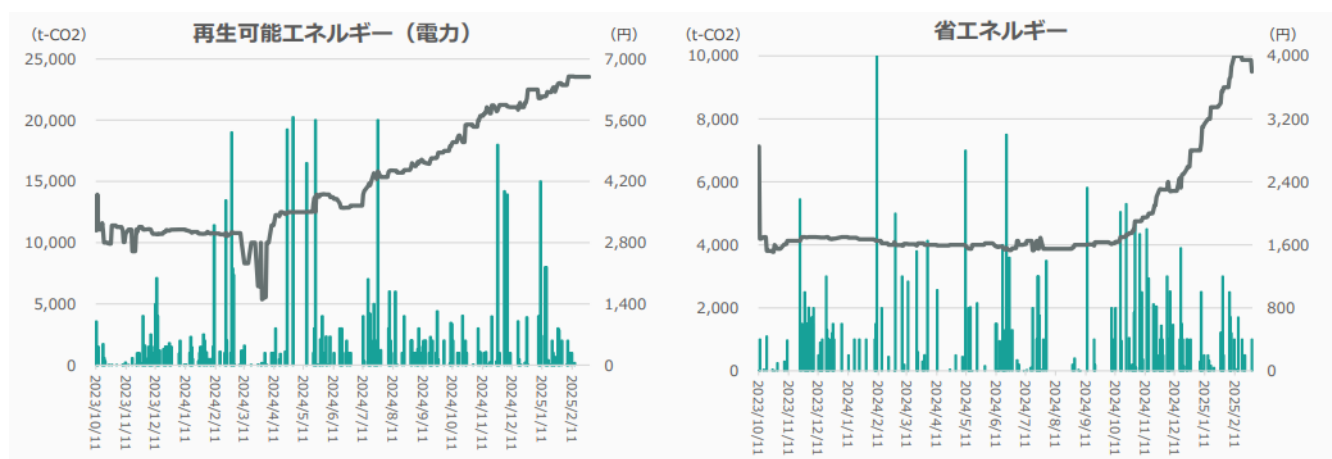
カーボンニュートラル実現の期限である2050年までにカーボנקレジット市場は着実に拡大していくことが予想される。これは、多くの企業や国家が完全な排出削減のみでなく、削減努力と並行して“削減代替手法”を組み合わせることでカーボンニュートラル達成を目指しているのが現状のためである。

今後、2026年度に予定されている日本の排出量取引制度（GX-ETS）の本格稼働により、クレジット需要は増加するだろう。特に「Hard-to-Abateセクター（鉄鋼、セメント、化学等の脱炭素化が技術的に困難な産業）」においては、事業内容の性質上、排出削減の取組を最大限実施してもなお残る「残余排出」の対応策として注視している。東京証券取引所によると、市場開設後、市場参加者数・売買高ともに順調な成長を続けているとし、加えて一部クレジットの価格は大幅上昇が見られたと公表している。

（図表1.4.1）カーボン・クレジット市場開設以降の売買状況（2023年10月11日～2025年2月28日）

クレジットの種類	約定値段（円）		累計売買高 (t-CO ₂)
	加重平均	安値～高値	
省エネルギー	1,912	1,510～4,000	232,744
再生可能エネルギー（電力）	4,253	1,500～6,600	497,492
再エネ（電力：木質バイオマス）	2,874	1,850～3,990	10,184
再生可能エネルギー（熱）	3,011	2,000～4,000	17,206
J-クレジット 森林	5,728	5,000～9,900	5,649
J-VER（未移行）森林	8,450	8,450～8,450	52
農業（中干し期間の延長）	3,000	3,000～3,000	3
国内クレジット	2,850	2,850～2,850	510
その他	1,150	1,150～1,150	2
合計	—		763,842

（図表1.4.2）カーボン・クレジットの価格・売買高推移



（図表1.4.1）（図表1.4.2）出所：JPX（2025/03/05）カーボン・クレジット市場日報 市場開設（2023年10月11日）以降の売買状況
<https://www.jpx.co.jp/equities/carbon-credit/daily/nlsgeu000006ltge-att/TradedPriceandVolume.pdf>

東京証券取引所のカーボン・クレジット市場では、農業分野におけるJ-クレジットのプロジェクト登録件数、クレジット認証量の増加等を受け、2025年1月から農業分野の取引区分が新設されるなど、商品の多様化が進む。農林漁業従事者は、削減・吸収の取組によって生じるクレジットを売却することで収入を得ることができ、ダブルインカムによる収入増加に繋がる。同分野での取組拡大は、GHG排出削減という側面だけでなく、持続可能な農業の促進や地域活性化、生物多様性保全など、複数の社会課題解決にも寄与することになる。

(図表1.4.3) カーボン・クレジット市場における農業分野の売買区分

＜現行の主な売買の区分＞

区分	クレジットの種類
省エネルギー	省エネルギー分野の方法論に基づき発行されたクレジット
再生可能エネルギー（電力）	再生可能エネルギー分野の方法論に基づき発行されたクレジット
森林	森林分野の方法論に基づき発行されたクレジット
その他	工業、廃棄物、農業 など

＜変更後の主な売買の区分＞

区分	クレジットの種類
省エネルギー	省エネルギー分野の方法論に基づき発行されたクレジット
再生可能エネルギー（電力）	再生可能エネルギー分野の方法論に基づき発行されたクレジット
森林	森林分野の方法論に基づき発行されたクレジット
農業（中干し期間の延長）	「水稻栽培における中干し期間の延長」の方法論に基づき発行されたクレジット
農業（バイオ炭）	「バイオ炭の農地施用」の方法論に基づき発行されたクレジット
その他	工業、廃棄物、「中干し期間の延長」・「バイオ炭」以外の農業 など

出所：農林水産省（令和6年12月6日）東京証券取引所カーボン・クレジット市場において農業分野の売買の区分が新設されます
https://www.maff.go.jp/j/press/kanbo/b_kankyo/241206.html

2024年4月に国連へ報告した我が国の温室効果ガスインベントリでは、世界で初めて、海草藻場・海藻藻場による吸収量を合わせて算定・報告した。海洋国家である日本においては、ブルーカーボン（海草藻場・海藻藻場）の活用も期待されており、ジャパンプルーエコノミー技術研究組合（JBE）がJブルークレジットの運営を行う。

今後も、技術の進展や国際的な制度調和の動きを注視しながら、セクター別・企業規模別のオフセット上限の設定など、日本の実情に合った制度設計が求められる。企業の自主的な排出削減努力と並行して、クレジット市場を柔軟に活用しうる更なる整備が重要だ。

Change Makers!

“**売る責任**”を果たすべく、
リユース・リサイクルを中心とした
資源循環システムの構築を推進

 YAMADA HLDGS.
ヤマダホールディングスグループ
家電リユース・リサイクル工場 見学レポート

廃棄物削減
と
資源循環

持続可能な社会の実現へ向けて、家電業界が果たすべき役割とは何か。この問いに対する一つの答えが、「リユース・リサイクル」の取り組みです。

家電最大手のヤマダホールディングスグループ（以下、ヤマダHDグループ）では、独自の循環型ビジネスモデルを確立し、業界のサステナビリティを牽引しています。

今回は、同社による資源循環システムの中核を担い、「くらしまるごと」を支える取り組みの最前線、「家電リユース工場」「リサイクル工場」を訪問、持続可能な未来を目指す取り組みと、絶え間ない挑戦の一部をご紹介します。

ヤマダHDグループは

「くらしまるごと」を支える。

をミッションとして掲げています。

ヤマダHDグループは、「創造と挑戦」「感謝と信頼」を経営理念とし、家電量販事業を中心に、お客様のくらしまるごとを支える事業を展開しています。2007年にCSR担当室を設置し、事業を通じた環境保全の取り組みを進めると共に、グループ全体で環境・社会に関する取組を推進してきました。2001年から推進している家電リユース事業は、現在、環境セグメントを統括するヤマダ環境資源開発ホールディングスのもと、着実に事業を拡大しています。

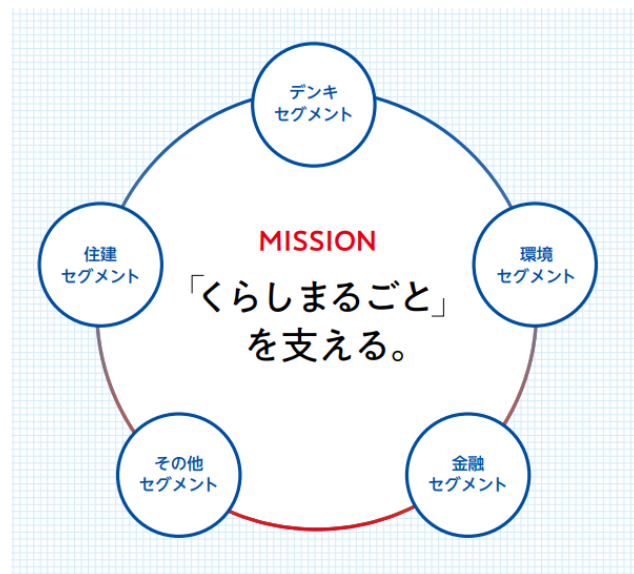
家電リユース事業は、お客様から使用済み家電を回収し、リユース・リサイクルする仕組みを作り上げてきました。現在では冷蔵庫・洗濯機・テレビ・エアコン合わせ年間約12万台をリユースし、ヤマダデンキの各店舗で新製品と共に販売しております。これにより、製品のライフサイクル全体を当社グループ内で完結させ、社会全体の環境負荷軽減に貢献しています。具体的には、ヤマダデンキ各店舗において排出される廃棄物に加えて、リユース対象外の使用済み家電は、法令に基づき適切に処理しています。

店頭で回収した家電は「リユース」「リサイクル」「廃棄」の3つに分け、当社基準を満たした製品は、リユース工場(14ページ参照)でリユース商品として再生し、ヤマダのアウトレット・リユース店などで販売しています。

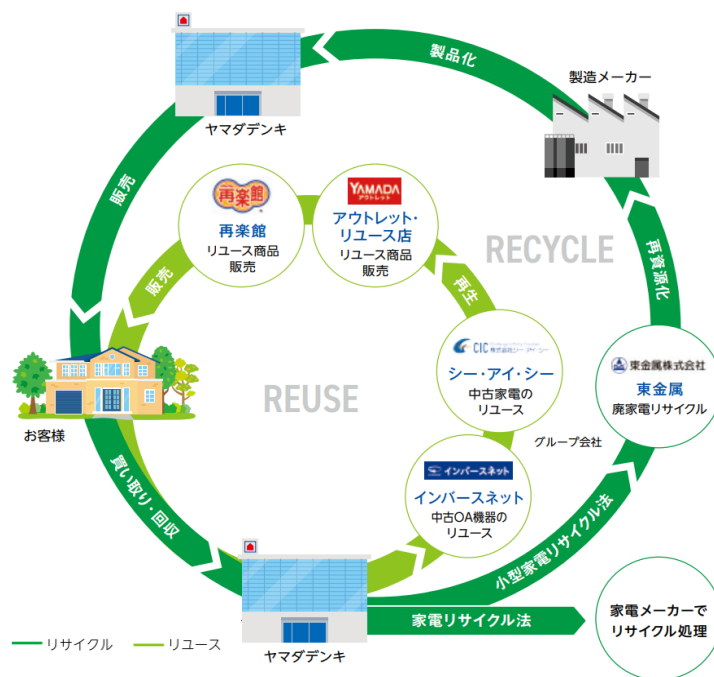
どうしてもリユースできない商品のうち、リサイクル対象となるものは、リサイクル工場(15ページ参照)で細かく分別し、鉄やアルミ、ステンレスなどの素材ごとに分け、様々な製品の原料として再利用しています。

その他の廃棄物については、外部のリサイクル業者に委託してリサイクル処理を行い、リサイクルできないものは適切に廃棄処分しています。

「つながる経営」の実践



リユース・リサイクル循環図



ヤマダHDグループが作成した環境への取り組みのシンボル YAMADA GREENマーク



次ページより工場見学レポート

ヤマダ東日本リユースセンター群馬工場



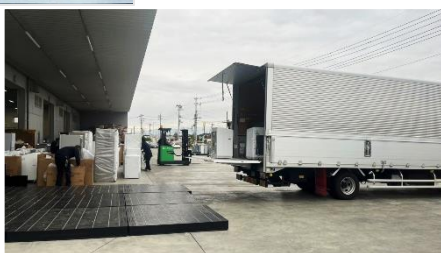
株式会社シー・アイ・シー リユースセンター



01

検品・商品登録

各店舗から集められた家電は、1台1台検品を行い、製品毎に仕分けされます。管理バーコードを登録することで入荷から出荷後まで製品情報の追跡が可能です。



02

事前/1次点検・洗浄

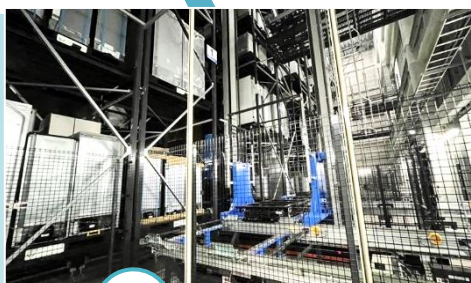
一時的に倉庫で保管されたのち、外観・機能などの一連の動作点検を行います。その後、パーツ類も分解し、隅々まで洗浄します。



03

2次/最終点検・保管

洗浄の後、品質基準の最終確認、付属品の取り付けを行います。完成品は、商品の入出管理の工程を、ほぼすべてを自動で行う「自動倉庫 入出庫ステーション」に一度格納され、出荷待ちとなります。



04

販売

再生した家電は、ヤマダ アウトレット・リユース店でリユース製品として販売されます。

これまでの家電4品目(テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン)のリユースは、119,727台(2024年3月期実績)。パソコンのリユースは405,025台(2024年3月期実績)となっております。



Reuse
リユース

ヤマダHDグループにおける家電リユース事業は、環境資源開発事業を展開する(株)シー・アイ・シーが中心となって行っています。

2022年5月に増設した、群馬県高崎市にあるリユースセンターでは、厳密な機能チェックやクリーニング、修理を実施し、販売時には最大24カ月間の保証を付帯するなど、お客様に安心してリユース家電をご購入いただけるサービスを提供しています。

本工場には、各地から送られてきた使用済み家電を保管する自動倉庫や、洗濯機ドラムの自動洗浄機などを導入しています。さらに、2026年3月期に30万台生産という目標達成に向け、2024年7月には山口工場の建設に着手しました。今後も、生産(処理)体制の強化と品質向上に努め、高まりを見せるお客様からの需要に確りとお応えしていきたいと考えています。

東金属株式会社 リサイクル工場



00 搬送

Recycle リサイクル

当社では、小型家電リサイクル法に基づき、全店舗（沖縄県除く）で使用済み小型家電の回収を行っています。

回収した小型家電は、東金属（株）のリサイクル工場に搬入され、手作業での解体と高精度の機械による選別を組み合わせることで処理します。その後、粉碎・選別ラインを通して、プラスチックや金属などの素材ごとに細かく分類し、再資源化を行っています。

このようにして生まれた再生素材は、環境に配慮した新製品の開発・販売に活用しています。例えば、再生プラスチックを使用した買い物かごやリユース工場のパレット、小物家電の持ち帰り用取っ手などを既に導入しており、今後は住宅分野など、さらに幅広い商品開発を目指していきます。

また、2020年東京オリンピックにおいて「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」にも参加、協働しました。

このように、使用済み家電のリユースによる再商品化と、リサイクルによる素材の再利用を通じて、持続可能な循環型社会の実現に貢献しています。



01 手分解

コンテナでプラントに搬入された家電は、種類ごとに選別され、基盤やコード類の取り外しを行い、分解します



02 粉碎

破碎機を使用し、細かく砕いて小片に



03 選別

磁気・粒度選別、風力選別、アルミ選別、光学選別によってプラスチックや金属など素材ごとに緻密に分類、再利用資源として蘇ります



選別
素材

04 再資源化素材の活用

再資源化素材を活用して買い物かごやリユース工場のパレット、小物家電の持ち帰り用取っ手などを導入しています



最後に重要な注意事項が記載されていますので、十分にお読みください。

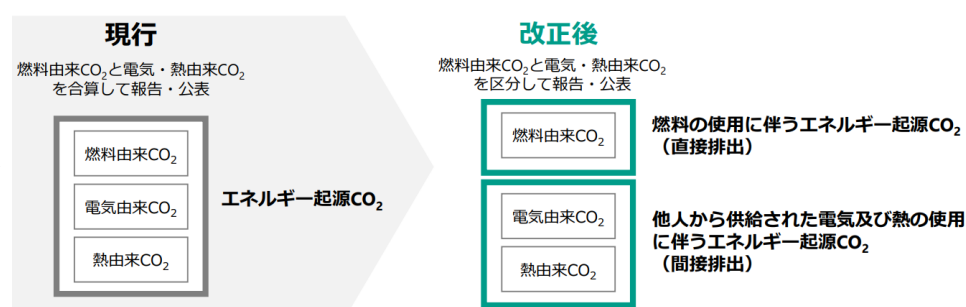
SDGs/ESG ニュース

■ 温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度

1~3月にかけて、温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度（SHK制度）における算定方法等の見直しについて、政省令等の改正が行われた。主な変更点は、①直接排出と間接排出を区別した報告、②基礎排出量の算定方法の変更、③カーボンリサイクル燃料の扱い、④海外認証排出削減量の見直しの4点である。これらの変更を踏まえ、3月10日には算定方法や報告方法等を解説する「温室効果ガス

排出量算定・報告マニュアル(ver6.0)」が公表された。同マニュアルの適用は令和7年度の報告からとなる予定だ。

(図表)直接排出と間接排出を区別した報告形態



出所：環境省(2025.03.03)令和7年度報告からの温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度の変更点について

■ 日本発のサステナビリティ開示基準、SSBJが公表

3月5日、サステナビリティ基準委員会（SSBJ）は、日本で初めてとなるサステナビリティ開示基準を公表した。この基準は国内企業が環境・社会・ガバナンス（ESG）関連の情報を開示する際の指針となるものである。SSBJが公表した基準は以下の3つ。

- ① サステナビリティ開示ユニバーサル基準「サステナビリティ開示基準の適用」
- ② サステナビリティ開示テーマ別基準第1号「一般開示基準」
- ③ サステナビリティ開示テーマ別基準第2号「気候関連開示基準」

同基準は国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）の基準との整合性を図ることを基本方針として開発。川西安喜SSBJ委員長は「公開草案に対して寄せられたコメントに基づき、SSBJ基準とISSB基準の間の考えられる差異をさらに減らすこととなりました」と述べ、「今後数年間で国内外の開示実務がどのように発展するのかをモニタリングし、必要であると判断した場合には、SSBJ基準の修正を検討する」と付け加えた。

■ 二国間クレジット制度(JCM)グローバルパートナーシップ第4回会合 開催

3月6日、環境省は2月17日から19日にかけて開催された二国間クレジット制度（JCM）グローバルパートナーシップ第4回会合の結果を発表した。

今回会場にはJCMパートナー国29か国のうち19か国が参加し、プロジェクト形成促進やクレジット発行拡大などについて議論された。再生可能エネルギーや農林業分野などでの事業投資プロジェクトの経験が共有され、次世代バッテリー貯蔵、浮体式太陽光発電、森林保全などの革新的脱炭素技術に注目が集まった。また、日本政府からは、JCMのルール及びガイドラインの改訂、提出書類の簡素化及びプロジェクトサイクルの合理化等のJCM手続の改善についての提案などがなされた。

< ご注意事項 >

○本資料に記載の商品等へのご投資には、各商品等に所定の手数料等（株式（株式・ETF・J-REITなど）の売買取引の場合は約定代金（単価×数量）に対し、最大1.265%（税込み）（手数料金額が2,750円を下回った場合は最大2,750円（税込み））の売買手数料、国内株式を募集等により購入いただく場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。外国株式の海外委託取引には、約定代金に対し、最大1.518%（税込み）の売買手数料をいただきます。外国株式の国内店頭（仕切り）取引では、お客さまの購入および売却の単価を当社が提示します。この場合、約定代金に対し、別途の手数料および諸費用はかかりません。債券を募集・売出し等により、または当社との相対取引により購入する場合は購入対価のみをお支払いいただきます。なお、取引価格には、販売・管理等に関する役務の対価相当額が含まれております。投資信託の場合は銘柄ごとに設定された販売手数料および信託報酬等の諸経費、等）をご負担いただきます。ただし、株式累積投資は一律1.265%（税込み）の売買手数料となります。

2037年12月までの間、復興特別所得税として、源泉徴収に係る所得税額に対して2.1%の付加税が課税されます。

※外国証券の外国取引にあたっては、外国金融商品市場等における売買手数料および公租公課その他の賦課金が発生します（外国取引に係る現地諸費用の額は、その時々々の市場状況、現地情勢等に応じて決定されますので、その合計金額等をあらかじめ記載することはできません）。外国株式を募集等により購入いただく場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。

なお、各有価証券等は、株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場、商品相場等の変動による評価額の変動によって損失が生じるおそれがあります。また、有価証券等は、発行体やその他の者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により、評価額が変動することによって損失が発生するおそれがあります。債券については元本や利子の支払いの停滞もしくは支払い不能の発生または特約による元本の削減等のおそれがあります。金融機関が発行する債券は、信用状況の悪化により本拠所在地国の破綻処理制度が適用され、債権順位に従って元本や利子の削減や株式への転換等が行われる可能性があります。ただし、適用される制度は発行体の本拠所在地国により異なり、また今後変更される可能性があります。外国証券については、為替相場の変動によって、売却後に円換算した場合の額が下落することによって損失が生じるおそれがあります。

商品毎の手数料等およびリスクは異なりますので、当該商品等の契約締結前交付書面や目論見書または上場有価証券等書面を十分にお読みください。

本資料は岡三証券が信頼できると判断した情報に基づいて作成されたものですがその情報の正確性、完全性を保証するものではありません。また、資料中の記載内容、数値、図表等は、本資料作成時点のものであり、事前の連絡なしに変更される場合があります。なお、本資料に記載されたいかなる内容も将来の投資収益を示唆あるいは保証するものではありません。投資に関する最終決定は投資家ご自身の判断と責任でなされるようお願いいたします。

（2025年1月改訂）

商号等：岡三証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第53号

加入協会：日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人金融先物取引業協会

一般社団法人第二種金融商品取引業協会